明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○砂利採取業者の登録等に関する規則の一部を改正する省令（経済産業三八）　二

〔告　示〕
○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の十五第一項の規定による全国暴力追放運動推進センターの指定を受けた公益財団法人全国防犯協会連合会全国暴力追放運動推進センターから代表者変更の届出があった件（国家公安委二七）　二
○個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、認定個人情報保護団体の認定業務の廃止届受領の件（個人情報保護委五）　二
○平成三十一年総務省告示第百七十九号の一部を改正する件（総務二〇三）　四
○特定国外派遣組織を指定する件（同二〇四）　四
○二千六年の国際熱帯木材協定の有効期間の延長に関する件（外務一九〇）　四
○千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約に基づく規則の修正に関する件（同一九一）　四
○株式会社日本政策金融公庫法施行令第八条第三号の規定に基づき主務大臣が指定する感染症等を定める件（財務・厚生労働二）　五
○地すべり防止工事の着手の件（農林水産一二七五）　五
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通九六五～九六七、九七〇、九七一）　五
○直轄砂防工事を施行する件（同九六八）　七
○土地区画整理事業の施行規程及び事業計画の変更を認可した件（同九六九）　七
○宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録事項の変更の件（同九七二）　八
○建築基準法施行規則第一条の三第一項第一号イ(2)の国土交通大臣が定める建築基準法令の規定を定める件（同九七三）　八
○海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示（海上保安庁三五）　八
○建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定の更新をした件（東北地方整備局五三）　八
○道路に関する件（四国地方整備局四一、四二）　九

〔国会事項〕　九
内閣　法務省

〔人事異動〕　一〇

〔叙位・叙勲〕　一〇

〔皇室事項〕　一二

〔官庁報告〕　一二
官庁事項
貸金業法第三十三条第二項、第二十四条の四十一の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）　一二
四国地方整備局公示（四国地方整備局）　一三

〔公　告〕　一三
諸事項
官庁
税理士懲戒処分、広域漁業調整委員会会長公示関係　一三
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　一四
会社その他　一四
会社決算公告　一四

省　令

○経済産業省令第三十八号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）の施行に伴い、並びに砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第四条第二項及び第十五条第二項の規定に基づき、砂利採取業者の登録等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年六月二十八日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　新藤　義孝

砂利採取業者の登録等に関する規則の一部を改正する省令

砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和四十三年通商産業省令第八十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（登録の申請） **第二条**　［略］ 2　法第四条第二項の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。 一～三　［略］ 四　事務所に置く業務主任者が申請者又はその従業員（申請者が法人である場合には、その法人の業務を行う役員を含む。）であることを証する書面及び当該業務主任者の住民票（都道府県知事が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の十五第一項の規定により、当該業務主任者に係る同法第三十条の六第一項に規定する本人確認情報を利用することができないときに限る。） 五・六　［略］ （条例等に係る適用除外） **第十七条**　第二条第一項、第五条第一項、第六条及び第八条（法第十五条第二項の規定による業務主任者試験のうち、公告に係る部分に限る。）の規定は、都道府県の条例、規則その他の定めに別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。	（登録の申請） **第二条**　［略］ 2　法第四条第二項の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。 一～三　［略］ 四　事務所に置く業務主任者が申請者又はその従業員（申請者が法人である場合には、その法人の業務を行う役員を含む。）であることを証する書面及び当該業務主任者の住民票（都道府県知事が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の八第一項の規定により、当該業務主任者に係る同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報を利用することができないときに限る。） 五・六　［略］ （条例等に係る適用除外） **第十七条**　第二条第一項、第五条第一項及び第六条の規定は、都道府県の条例、規則その他の定めに別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。
備考　表中の［　］は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。